

年金だより



平成19年度学生納付特例申請の受付がはじまります！

20歳以上の学生の方で、保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例の申請をしましょう。4月2日より受け付けています。申請には、

●学生証または在学証明書

(コピー可)

●年金手帳・代理の場合は印鑑を持参して、年金課窓口までおこしください。申請は毎年必要です。

また、3月で卒業し学生でなくなった方で、保険料の納付が困難な場合は、一般の免除制度や30歳未満の方は若年者納付猶予制度がありますので、年金課窓口までご相談ください。



ユイちゃんからの3つのお知らせ！

年金保険料がかわります！

平成19年4月からの国民年金保険料は月額1万4100円です。1年分の保険料を一括して前納すると30000円の割引となりお得です。6カ月分前納だと6900円の割引となります。



年金課本庁：0973-5498

平成19年4月から、離婚時の厚生年金分割制度がはじまります。



平成19年4月から実施される離婚時の年金分割と、平成20年4月から実施される第3号分割の二通りのしくみがあります。

◎離婚時の年金分割の基本的なしくみ

①離婚した場合に、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を夫婦間での合意に基づき、分割することができます。

②対象となるのは、平成19年4月以降に成立した離婚ですが、その日以前の婚姻期間も分割の対象となります。

③分割割合は、夫婦双方の婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の合計の2分の1が上限です。分割割合について夫婦間で協議し、合意のうえ、原則として

離婚後2年以内に社会保険事務所に分割を請求します(添付書類として合意や按分割合に関する公正証書等が必要です)。合意がまとまらない場合は、一方の求めにより、裁判所が分割割合を決めることができます。

◎平成20年4月から始まる第3号分割

平成20年4月以降の第3号被保険者期間については、離婚した場合、当事者間で合意がなくても、第3号被保険者または以前第3号被保険者であった方からの請求により、配偶者の厚生年金の保険料納付記録の2分の1が分割されます。

★ポイント★



平成19年4月からの分割制度では、夫の厚生年金の半分が必ず受け取れるのではなく、当事者間での話し合いがまとまらない場合は、裁判所の調停などで、家や土地等の財産分与とともに分割割合を決めることとなります。

夫の厚生年金が自動的に半分に分割されるのは、平成20年4月以降の婚姻期間に対応する年金のみが対象となります。

※分割に必要な情報の提供を当事者双方または一方から請求者の年金手帳・戸籍謄本を添付して請求することができます。詳しくはコザ社会保険事務所へお問い合わせください。

(0973-3430)